

介護保険サービス事業者における事故等発生時の報告取扱い要領

1 対象サービス

対象サービスは、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援、介護予防支援、施設サービス、介護予防・生活支援サービス、指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスとする。

2 報告を要する事故等

介護保険サービス事業者（以下、「事業者」とする。）は、以下の事故等が起きた場合に一宮市及び保険者に報告すること。

(1) サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故

- ・ケガの程度は外部の医療機関で治療（施設内の同程度の治療を含む。）を受けた場合とする。なお、擦過傷や打撲等、比較的軽易なケガは除くものとし、事業者側の過失の有無は問わないものとする。
- ・上記以外に、報告不要のケガであっても、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合も報告するものとする。
- ・「サービスの提供」とは、送迎・通院中も含むものとする。
- ・利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。

(2) 感染症及び食中毒

- ・MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、ノロウイルス、その他の感染症が発生した場合のうち、(ア) から (ウ) のいずれかに該当する場合とする。
 - (ア) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - (イ) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - (ウ) (ア) 及び (イ) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に事業者が報告を必要と認めた場合
- ・関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うものとする。
- ・新型コロナウイルス感染症への陽性判明にかかる報告については、「介護保険サービス事業者における新型コロナウイルス感染症陽性者判明時の報告取扱い要領」により報告するものとする。

(3) 職員の法令違反・不祥事

- ・利用者の処遇に影響があるものとする。
〈具体例〉利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失・流出等

(4) その他、報告が必要と認められるもの

- ・(1) から (3) 以外の事故等で利用者の処遇に影響があるものとする。
〈具体例〉利用者の保有する財産の滅失、誤薬、利用者の離脱、交通事故等

3 報告の流れ

(1) 報告方法及び報告期限

事故等が発生した場合に、事故報告書を電子メール、郵送又は直接持参にて提出すること。報告期限は、事故等の発生後速やかに、遅くとも 5 日以内を目安とする。報告書提出後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

死亡事故等、利用者の身体・財産等に重大な影響があり、かつ重大性又は緊急性が高いものについては、直ちに一宮市に電話にて第一報の報告をすること（保険者が一宮市以外の場合には、その保険者にも報告が必要）。また、事故報告書の提出が遅れる場合についても、電話にて第一報の報告をすること。

(2) 報告事項

報告事項は次のとおりとする。第一報は、①から⑥の項目までについて可能な限り記載すること。

- ①事故状況
- ②事業所の概要
- ③対象者
- ④事故の概要
- ⑤事故発生時の対応
- ⑥事故発生後の状況
- ⑦事故の原因分析
- ⑧再発防止策
- ⑨その他特記すべき事項

(3) 報告様式

報告書の様式は、「介護保険事業者事故等報告書」（国様式）とする。

(4) 報告先

報告先については、下記のとおりとする。事故等の対象者が一宮市以外の保険者で

ある場合には、当該保険者にも併せて報告すること。当該保険者にて報告方法が示されている場合は、これに従うこと。また、当該対象者に係る居宅介護支援事業者等へも連絡し共有を図ること。

- ①居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防・生活支援サービスのうち介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス、指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス

〈担当部署〉 一宮市役所福祉部介護保険課

〈電話番号〉 0586-85-7017 又は 0586-28-9018

〈アドレス〉 kaigohoken@city.ichinomiya.lg.jp

- ②介護予防支援、介護予防・生活支援サービスのうち基準緩和訪問介護サービス及び基準緩和通所介護サービス

〈担当部署〉 一宮市役所福祉部高年福祉課

〈電話番号〉 0586-28-9151

〈アドレス〉 kounenfukushi@city.ichinomiya.lg.jp

令和4年9月作成

令和5年5月改定